

ケアラー支援の推進について ～計画策定及び支援の具体化に向けた本格始動～

令和7年6月27日

京都市 保健福祉局 福祉のまちづくり推進室

企画・ケアラー支援推進担当

- 1 取組の全体像
- 2 支援体制の構築
- 3 条例に基づく取組
- 4 民間事業者との連携による取組



1 取組の全体像



ケアラーをとりまく状況

- 京都市における家族介護者の数は 97,100人と推計。

⇒調査対象である京都市の15歳以上の人口の約 7.5% ※令和4年就業構造基本調査

- 2020年時点の全国の家族介護者数は約678万人。

うち約262万人が仕事をしながら家族を介護（ビジネスケアラー、ワーキングケアラー）。

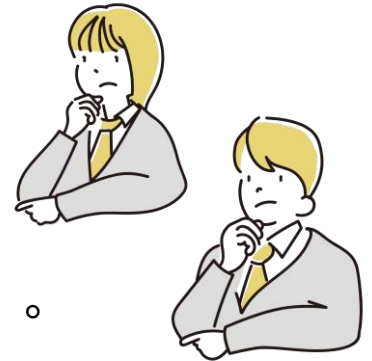
介護離職者は毎年約10万人。

⇒2030年には仕事と介護の両立困難による経済損失が約9.1兆円となる見込み。※経済産業省より

- 中学生の19人に1人（5.4%）、高校生の29人に1人（3.5%）が家族の世話をしていると回答。

※ヤングケアラーの実態調査（令和3年度に京都市が実施）

⇒家事や家族の介護を日常的に子どもが担うことで、学業などに支障が出るケースがあるほか、日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために、通訳を担うケースなども発生。



高齢、障害、疾病、使用する言語など、ケアの要因は様々。

子育てと介護の双方を担うダブルケアラーなど、ケアラーをとりまく状況も様々。

ケアを必要とする方のみならず、ケアラー支援の必要性について社会的認識が高まっている。



▶ 「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」について

- 令和6年11月、全市会議員の共同提案・全会一致で可決・成立
- 市会プロジェクトチームが中心となり、当事者や関係者の意見を丁寧にお聴きし、いただいた意見や思いを反映し、市民の皆様とともに作り上げられた条例

「ケア」は、人生の中で誰もが携わり得るものであり、社会を支える不可欠な営みである。
ケアは社会の存立の基礎的な条件として尊重されるべきものであり、ケアを担うケアラーもまた尊重されなければならない。

【条例前文より抜粋】



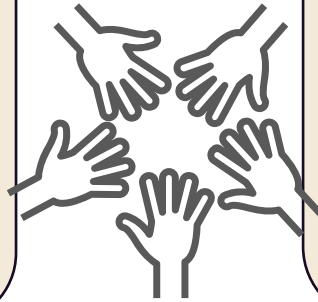
＜条例が目指す基本理念＞

「全てのケアラーが希望を持って、自分らしく生きることができる社会の実現」

条例制定を契機とした取組（令和7年度）

庁内連携体制の整備

- ・ 全庁横断のプロジェクトチーム
- ・ ケアラー支援の司令塔組織



関係機関等との連携体制の確保

- ・ 京都市ケアラー支援推進協議会

連携・両輪で実施

計画の策定

広報・啓発

施策等の推進

ケアラー世帯を地域社会全体で支えるまちづくりを推進！



2 支援体制の整備



▶ 庁内連携体制の整備（令和7年4月1日～）

1 「ケアラー支援推進プロジェクトチーム」

- ・多岐にわたるケアラー支援のニーズに対応するため、関係局の部長級の職員が集まり、ケアラー支援の取組を全庁横断的に企画・検討

2 「福祉のまちづくり推進室」

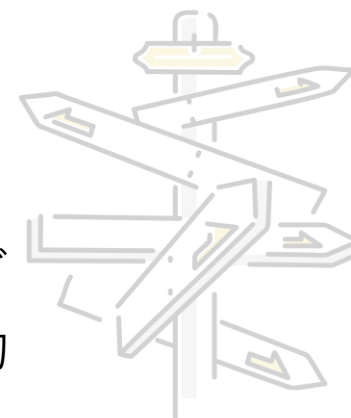
- ・ケアラーをはじめ、ひきこもり、生活困窮など多様化・複合化する課題への重層的支援を統括する部署として設置。ケアラー支援の司令塔として、条例の理念に基づく市民ぐるみの取組を推進

▶ 関係機関等との連携体制の整備

「京都市ケアラー支援推進協議会」（令和7年6月16日～）

- ・当事者団体、ケアやケアラーに関わる様々な関係支援機関、教育機関、行政機関など様々な主体が、分野や組織の垣根を超えて連携・協働しながら、ケアラー支援を主体的に推進する組織として、新たに設置（第1回総会時点で、60団体が参画）

（会長：京都ケアラーネット（立命館大学 名誉教授 津止 正敏 氏））



京都市ケアラー支援推進協議会

<設置の背景>

- ・これまでから、主にケアが必要な方への支援に焦点を当て、高齢者、障害者、子ども・若者などの分野ごとに関係機関等での連携を実施。
- ・今後は、**ケアラーのニーズも的確に把握し、ケアが必要な方とケアラー双方への支援を分野横断的に推進していく体制が必要。**
- ・条例は、多くの当事者や関係者の意見を聴取し、市民の皆様とともに作り上げられたものであり、ケアラー支援の推進についても、引き続き、**当事者や関係者の皆様とともに、市民ぐるみの取組・活動としていく。**



すべての人に「居場所」と「出番」があり、
社会総がかりで課題解決に協働して取り組む「新しい公共」の理念と通底

「京都市ケアラー支援推進協議会」の取組

- ・ 条例第12条に定める「協議の場」として、周知啓発や、計画策定に係る意見交換のほか、既存の取組の充実強化や新たな取組を検討。
- ・ 構成団体等が分野の垣根を超えて連携・協働しながら、思い思いに語り合う場を創出し、新たな支援施策や、ケアラーを社会全体で支えるまちづくりに向けてのアイデアや活動を生みだしていく。



例えば…

協議会の参画団体同士や地域住民等も交えた座談会、トークカフェ等を随時開催し、様々なテーマについて有志で意見交換等を行うなど構成団体等相互にアイデアを出し合い、協議会としての取組を検討・実施していく。

協議会の趣旨に賛同いただける団体の御参加をお待ちしております！

「京都市ケアラー支援推進協議会」が目指す姿

- ・各構成団体の活動を通じて、支援を必要とするケアラーを早期把握。
- ・相談支援機関相互の連携を強化し、必要な支援施策へつないでいく。
- ・当事者団体間の連携も強化して、ケアラー同士の交流の場や居場所づくりを推進し、行政もこれらの当事者団体主体の取組を後押し。
- ・これら一連の取組により、「気づき」・「つなぎ」・「支える」仕組みを強化し、重層的な支援体制を一層推進・展開。
- ・あわせて、構成団体一体となった広報・周知活動の展開により、ケアラーを地域社会全体で支えるまちづくりを市民ぐるみで推進



< 条例が目指す基本理念 >

全てのケアラーが希望を持って自分らしく生きることができる社会の実現へ！





3 条例に基づく取組



ケアラー支援のための計画の策定

- ・ 条例第11条に定めるケアラー支援に関する施策を推進するための計画として、行政や関係機関による支援策を体系的に整理
- ・ 計画に定める事項（条例第11条第2項）
 - ケアラーの支援に関する基本方針
 - ケアラーの支援に関する具体的施策
 - ケアラー支援に関する施策を実施するために必要な事項



3つの柱を視点に策定

①普及啓発・情報発信

②早期把握・相談支援体制

③負担軽減策

- ・ ケアラー等に関する実態調査（6月～）、協議会での意見聴取（11月頃）
- ・ パブリックコメント（12月～1月頃）を踏まえ、令和8年3月に計画策定
- ・ 策定後も、協議会においてP D C Aサイクルの下で進捗を管理

ケアラー支援のための計画の策定

- ・計画の策定に先立ち、ケアが必要な方やケアラーに関する様々な調査を実施し、実態を把握。

<令和7年度に実施予定の調査>（開始予定時期）

- 京都市ケアラー支援推進協議会における意見聴取等（随時）
- 市民向けオンラインアンケート（7～8月頃）
（広く市民を対象としたケアラーに係る認知度や現在担っているケアの有無等を把握するための調査）
- 個別支援が必要なヤングケアラー把握のための実態調査（10月～）
- すこやかアンケート（9月頃）
（在宅で介護を受けている高齢者及びその家族介護者を対象とした実態調査）
- 障害のある方や家族等の当事者団体との懇談会による実態把握（随時）
- 外国籍市民等意識・実態調査（7月）
（外国籍市民の日常生活上のニーズや課題等を把握するアンケート調査）
- 中小企業経営動向実態調査（6月）
（市内の中小企業におけるケアラーの状況や支援に係る取組等を調査）

広報・啓発

- ・条例第10条に基づき、
ケアラーの置かれている状況についての理解及びケアラー支援に関する知識が深まるよう、
広報及び啓発を実施

- シンボルマーク・キャッチコピーの公募
(募集期間：5月28日～7月6日)
- ポスター、リーフレット等を作成し、
様々なイベントで広く啓発活動を実施
- 条例制定を記念したイベントの開催
- ケアラー向けに相談窓口や支援情報をまとめた
ホームページ（京都市情報館）を掲載
- 中小企業等の従業員の介護離職防止に向けた
周知啓発

など



ケアラー支援の推進のための

シンボルマーク キャッチコピー

どなたでも応募できます！

大募集！

募集期間 令和7年5月28日（水）～7月6日（日）

表彰 シンボルマーク 最優秀作品 賞金3万円
キャッチコピー 最優秀作品 賞金2万円 [詳しくはこちら](#)

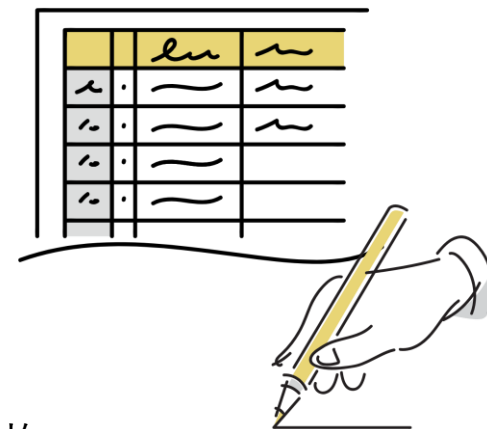
問合せ先 京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室
企画・ケアラー支援推進担当
TEL：075-222-3527
メール：chiikifukushi@city.kyoto.lg.jp



ケアラーって...？
高齢、身体又は精神上的の障害、疾病、使用する言語などにより援助を必要とする家族や友人、身近な人を無償でケアする人のことです。

今後の取組スケジュール（予定）

- 7月6日まで ・シンボルマーク・キャッチコピーの公募受付
- 7～8月頃
 - ・シンボルマーク・キャッチコピーの審査
 - ・実態把握のための調査等を実施（順次）
 - ・課題や必要な支援、計画等について協議会への意見聴取を実施
- 9月頃
 - ・シンボルマーク・キャッチコピーを活用したポスター、リーフレットの作成
 - ・周知啓発を実施（以降随時）
- 11月頃
 - ・条例制定を記念したイベントの開催
 - ・計画等について協議会への意見聴取を実施
- 12～1月頃
 - ・計画についてのパブリック・コメントを実施
- 3月
 - ・計画策定



(参考)

ケアやケアラー支援に関連する令和7年度新規充実事業（一部）

・ ケアラー支援に係る普及啓発・機運醸成の取組	6,000千円
・ 重度障害者等利用事業所支援事業	9,000千円
・ 生活介護事業所及び共同生活援助事業所用施設改造費補助	32,000千円
・ 在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業	10,000千円
・ I C Tを活用した認知症高齢者等見守り支援事業	7,100千円
・ ヤングケアラーへの支援の拡充	8,000千円
・ 多様な担い手活躍プラットフォーム	25,000千円





4 民間事業者との連携による取組



4 民間事業者との連携による取組

株式会社チャーム・ケア・コーポレーションとの連携

首都圏・近畿圏で有料老人ホームを運営

ヤングケアラー・若者ケアラー支援に係る 実証事業の実施に関する連携協定を締結 (令和7年7月1日付)



京都市
CITY OF KYOTO

×



CHARM

株式会社チャーム・ケア・コーポレーションが運営するホームを活用し、以下の支援事業を実施

支援事業1

レスパイト支援
一息抜き支援一

支援事業2

中間的就労支援
一就労訓練支援一

支援事業3

奨学金支援
一代理返還支援一

4 民間事業者との連携による取組

1. レスパイト「息抜き」支援（お部屋とお食事の無料提供）

「一時的に自宅を離れたい、自宅で自由に過ごしたい」などのニーズがあるケアラーと介護を必要とする方に同社運営ホームのお部屋とお食事を無料で提供します。

●対象者

ケアラー 京都市から紹介のあった18歳～30代
被介護者 介護認定を受けている方

●対象ホーム

京都府内10ホーム（内、京都市内7ホーム）

●利用日数

日帰り利用から2泊3日 食事付きで無料 ※無料送迎あり

●利用想定

- ・ 自宅から一時的に離れたいニーズに応える
- ・ 修学旅行など外泊時に被介護者の受入れ
- ・ 自宅を離れることを拒否する被介護者に対しケアラーと一緒にホームで過ごし外部の環境に慣れてもらう



お部屋（イメージ）

2. 中間的就労「就労訓練」支援（柔軟に勤務ができるアルバイト）

家族のケアにより就労が困難な状況にある現・元ケアラーに対し、就労の機会及び将来の一般就労へ向けた就労訓練の機会を提供します。

●対象者

京都市から紹介のあった16歳～30代の現・元ケアラー

●就労（訓練）内容

軽易な日常業務（清掃、洗濯など）
直接作業を指示する職場担当者とは別に、支援担当者を配置
就労条件における一定の配慮
（労働時間など、ご家庭の状況に応じて柔軟に対応）
雇用契約を結び、給与は一般スタッフと同じ

●勤務地

京都府内10ホーム（内、京都市内7ホーム）

●利用想定

- ・ 家庭の状況に合わせた自由度の高い勤務体系
- ・ 就労の経験がないケアラーへの訓練の場を提供
- ・ 心的ストレスを抱えたケアラーへ配慮した業務



就労の様子（イメージ）

3.奨学金支援（奨学金を企業が返還）

家族のケアにより家計状況の厳しい世帯における学生の経済的・心理的な負担を軽減し、20代のキャリア創造期を自身の成長に向け、より安心して仕事に専念してもらう環境を提供します。同社への入社が返還条件となります。

●選考対象者

関係機関等から紹介のあった大学3.4回生

●選考基準

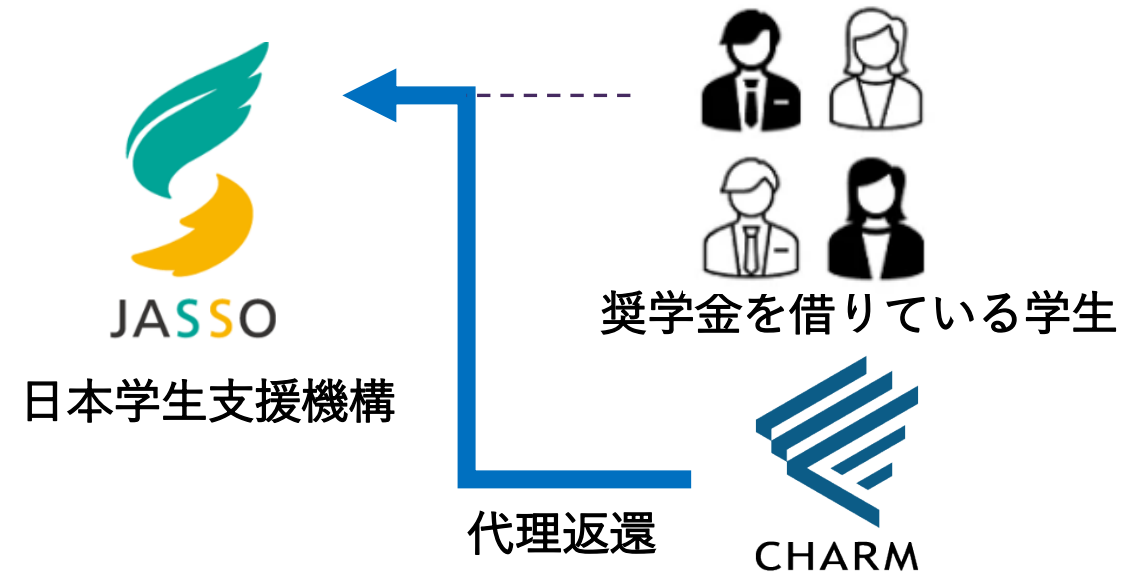
同社への入社を条件とし採用基準をクリアした学生

●対象奨学金

独立行政法人 日本学生支援機構 貸与型奨学金

●返還方法

入社期間中の月々の返還を1名3万円まで代理で返還
(期間と金額についてはヒアリングを行い個々に決定)



(※) 当事業について、京都市は情報提供のみ行います。

これらの3つの支援について、活用の御相談、お問合せは
福祉のまちづくり推進室まで (075-222-3527)



ご清聴ありがとうございました。

本件に関する問い合わせ先：

京都市 保健福祉局 福祉のまちづくり推進室
企画・ケアラー支援推進担当

0 7 5 - 2 2 2 - 3 5 2 7